

『公的年金受給者』で住民税を特別徴収で納めていただく方へお知らせ

平成28年10月から、個人住民税の公的年金からの特別徴収制度が見直しされます。今までは、仮徴収月（4・6・8月）と本徴収月（10・12・翌年2月）に天引きされる税額の差が大きくなる事がありました。そのため今年の10月より公的年金から天引きされる個人住民税の計算方法が見直しになりました。

変更前	仮徴収月（4・6・8月）	本徴収月（10・12・翌年2月）
	前年度分の本徴収額 ÷ 3（2月と同じ額）	（年税額 - 仮徴収額） ÷ 3



変更後	仮徴収月（4・6・8月）	本徴収月（10・12・翌年2月）
	（前年度分の年税額 ÷ 2） ÷ 3	（年税額 - 仮徴収額） ÷ 3



ここが変わりました

年税額は変わりません！

※参考：65歳で年金からの特別徴収（年金特徴）が始まる人の場合で例えてみましょう

年度	65歳初年度	次の年度	さらに次の年度	さらに次の年度	
年税額	60,000円	36,000円 控除額の増加などで 税額が変わったと設定	60,000円	60,000円	
			旧方法	新方法	
年金特徴 仮徴収月	4月	普通徴収の 1・2期で 15,000円 ずつ徴収	各月 2,000円	各月 18,000円	各月 10,000円
	6月				
	8月				
年金特徴 本徴収月	10月	各月 2,000円	各月 18,000円	各月 2,000円	各月 10,000円
	12月				
	2月				



- ◎見直し前の計算方法よりも仮徴収月の税額と本徴収月の税額との差が小さくなります
- ◎新しい計算方法では2年間同じ税額の場合に仮徴収月の税額と本徴収月の税額が同じになります

閻町民税務課 税務係 ☎ 52-2111（内線244）